届出の簡素化の観点から、 別の項目の施設基準を届出していれば、別途届出不要で算定してよい となった点数

	名称	施設基準の主な要件	届出していればよい もの
1	外来リハビリテーション診療料	<ul><li>・心大血管疾患リハ、脳血管疾患等リハ、運動器リハスは呼吸器リハの届出を行っていること。</li><li>・当該診療料を算定する患者がリハビリを実施している間、患者の急変時等にリハビリを担当する医師が直ちに診察を行える体制にあること。</li></ul>	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を 行わなくても算定できる。 ・心大血管リハ(I)又は(Ⅱ) ・脳リハ(I)(Ⅱ)又は(Ⅲ) ・運動器リハ(I)(Ⅱ)又は(Ⅲ) ・呼吸器リハ(I)又は(Ⅱ)
2	一酸化窒素吸入療法	・新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料の届出を行っている保険医療機関であること。	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を 行わなくても算定できる。 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料
3	心臓ペースメーカー指導管 理料 注4 植込型除細動器移行期加 算	次のいずれかの施設基準の届出を行っている保険 医療機関であること。 ・植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及 び経静脈電極抜去術(レーザーシースを用いるもの) ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及 び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術(レーザーシースを用いるもの) ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術

	名称	施設基準の主な要件	届出していればよい もの
4	造血器腫瘍遺伝子検査	・検体検査管理加算(Ⅱ)~(Ⅳ)に準ずる。	検体検査管理加算を届出すれば、別途届出 を行わなくても算定できる。
5	植込型心電図検査	次のいずれかの施設基準の届出を行っている保険 医療機関であること。 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペース メーカー交換術 ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換 術 ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術 及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換 術	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術 ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
6	コンピューター断層撮影(CT 撮影)注7 大腸CT撮影加算	次のいずれかの施設基準の届出を行っている保険 医療機関であること。 ・コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「イ」64列 以上のマルチスライス型の機器による場合 ・コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「ロ」16列 以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できるようにする。 ・コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「イ」64列以上のマルチスライス型の機器による場合 ・コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「ロ」16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合

	名称	施設基準の主な要件	届出していればよい もの
7	植込型心電図記録計移植 術及び植込型心電図記録 計摘出術	次のいずれかの施設基準の届出を行っている保険 医療機関であること。 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペース メーカー交換術 ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換 術 ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及 び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術 ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
8	経皮的大動脈遮断術	<ul><li>・救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の届出を行った保険医療機関であること。</li><li>・当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。</li></ul>	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を 行わなくても算定できる。 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料
9	ダメージコントロール手術	<ul><li>・救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の届出を行った保険医療機関であること。</li><li>・当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。</li></ul>	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を 行わなくても算定できる。 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料